

芦屋市条例第 1 号

芦屋市職員の退職年金及び退職一時金に関する条例等を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 芦屋市職員の退職年金及び退職一時金に関する条例（昭和 3 0 年芦屋市条例第 2 号）
- (2) 昭和 2 3 年 6 月 3 0 日以前に給与事由の生じた退職年金の年額の改定に関する条例（昭和 3 1 年芦屋市条例第 1 1 号）
- (3) 昭和 2 8 年 1 2 月 3 1 日以前に給与事由の生じた退職年金の年額の改定に関する条例（昭和 3 3 年芦屋市条例第 2 5 号）
- (4) 芦屋市立学校教職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間の通算に関する条例（昭和 3 6 年芦屋市条例第 2 7 号）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。